

< 一般委託 >

鷹取低区配水池他清掃調査業務委託(一般委託)仕様書

鷹取低区配水池他清掃調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	鷹取低区配水池他3か所の清掃調査業務を行うものである。
2	履行期間	契約日から 令和3年3月15日
3	施行場所	横須賀市湘南鷹取3丁目23番 他3か所
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	横須賀市上下水道局契約規程を遵守し、横須賀市上下水道局共通仕様書(水道用)及び本仕様書に基づき施行するとともに、安全衛生に関する法令等を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人が発注した水中ロボットによる配水池内の清掃調査業務の契約を、元請として締結し完了した実績があること。 (2) 業務責任者及び作業員は「日本水中ロボット調査清掃協会」による講習を受講し「水中ロボット清掃施工管理技士」の認定を受けている者であること。(詳細は特記仕様書に記載) (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水道施設課 施設保全係 安 凌吾 電話 046-823-1731 FAX 046-822-7894

< 指示又は希望事項 >

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

「鷹取低区配水池他清掃調査業務委託」特記仕様書

1 適用

本仕様書は「鷹取低区配水池他清掃調査業務委託」に適用する。

2 目的

本業務は、鷹取低区配水池他 3 か所について、水道水の供給を行いながら、水中ロボットにより配水池の底面堆積物の清掃を行うとともに、水中ロボット搭載のカメラにより配水池内部の調査を行うことを目的とする。

3 法令の遵守

受託者は、本仕様書、横須賀市上下水道局契約規定、水道工事共通仕様書（平成 28 年 10 月）、その他安全衛生に関する法令を遵守すること。

4 施工場所及び作業面積等

施工場所等は下表のとおり。

	施工場所	所在地	容量	底面積	形状
1	鷹取低区配水池	横須賀市湘南鷹取 3 丁目 23 番	約 600m ³	約 123m ²	円形
2	鷹取高区配水池	横須賀市湘南鷹取 4 丁目 7 番	約 3000m ³	約 380m ²	円形
3	阿部倉配水池	横須賀市阿部倉 32 番	約 1100m ³	約 200m ²	円形
4	鴨居配水池	横須賀市小原台 55 番	約 4000m ³	約 491m ²	円形

5 資格等

- (1) 本業務の業務責任者は、「日本水中ロボット調査清掃協会」による講習を受講し「1 級水中ロボット清掃施工管理技士」の資格を持つ者とする。
- (2) 本業務の水中ロボット操作員及び現場作業者は「日本水中ロボット調査清掃協会」による講習を受講し「2 級水中ロボット清掃施工管理技士」以上の資格を持つ者とする。

6 検便の実施

水道法 21 条により配水池で作業を行う者は全員検便を行い、着手前にその結果を監督員へ提出すること。

(1) 検査項目

赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157

(2) 検査報告書記載内容

氏名、性別、年齢、検査結果、検査機関

7 業務内容

- (1) 清掃は、配水池底面の堆積物を水中ロボットにより除去する。
- (2) 調査は、水中ロボットに搭載されたカメラにより堆積物の種類や堆積量、配水池底面及び壁面状態等を調査し報告する。
- (3) 清掃及び調査は、原則昼間作業とする。
- (4) 配水池内清掃をする時には、「酸素欠乏症等防止規則」に基づき、作業する配水池内の酸素濃度等を測定した後に作業を開始すること。
- (5) 堆積物の除去完了目安は、配水池底面をカメラ映像で点検調査できる程度を最低限度とする。
- (6) 堆積物の除去に伴い発生する濁水（赤水・白濁等）、砂、さび等の廃棄物処理は、産業廃棄物処理に関する法令に基づいて適正に処分すること。
- (7) 本業務は、水道水供給中施設の調査清掃作業となるため、常に衛生面には十分留意し、清潔保持に努めること。
- (8) ロボット清掃時は、水中で使用する機材を事前に消毒槽で浸漬し消毒する。
消毒は、毎回必ず現地において、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（有効残留塩素濃度 10mg/L）を用いて 5 分以上浸漬消毒してから配水池に持ち込むこと。この時、有効残塩濃度を測定し、規定値以上であることを確認しながら消毒すること。
- (9) 作業員全員の履物も毎回必ず現地において、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（有効残留塩素濃度 10mg/L）で十分に消毒をしてから配水池敷地内に持ち込むこと。
- (10) 各種清掃に用いた消毒液は、有効残留塩素濃度が 0.1mg/L 以下になるようにチオ硫酸ナトリウム等を用いて塩素の中和処理を行い、適切に処理すること。
- (11) 業務で使用する機器、消耗品名は全て受託者の負担とする。
- (12) 清掃調査の際は、カメラで映像を撮影、録画し保存すること。
- (13) 清掃作業中は、携帯型精密濁度計により、配水池からの流出水を常時監視すること。
採水は、配水池サンプリング栓、応急給水栓、消火栓等を用いること。
常時監視は、10 分毎に業務責任者による携帯型精密濁度計の指示値を確認し、記録すること。
濁度の監視結果における清掃作業の中止判断基準は次のとおり。濁度が指定した数値を超えた場合、速やかに所定の対応を取ること。

濁度	対応
0.3度未満	作業継続
0.3～0.5度未満	清掃ロボットの速度を下げ、堆積物の巻上げを防止 濁度の監視を強化
0.5度以上	作業の中断

8 業務管理

- (1) 業務の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、工程表、安全対策等について監督員と十分調整のうえ業務計画書を作成、これを遵守し履行すること。
- (2) 業務開始前に、労働安全衛生法第14条に基づく酸素欠乏症等危険作業主任者を選任し、事前に監督員へ届けること。
- (3) 作業開始前に、配水池点検口の蓋、裏面、周辺を清掃し、塵埃等が配水池内に入らぬように十分注意すること。
- (4) 作業中は配水池に雨水等を流入させないように十分注意すること。
- (5) 施工場所の配水池は、現在水道水供給中の配水池であるため、水運用に支障をきたすことが無いように、事前に上下水道局浄水課水質担当者と十分に調整し、事故が起きないように努めること。
- (6) 携帯型精密濁度計は使用上の注意を守り、使用すること。
- (7) 受託者は、業務計画書に基づき、適正な進捗管理に努めること。
- (8) 日々の業務開始、終了時には監督員へ連絡すること。
- (9) 作業日報は、日々の業務終了後、速やかに提出すること。作業日報は、メール又はFAXで提出すること。

なお、翌日以降の作業予定が先に提出された工程表、計画書等と異なる場合は、変更を連絡すること

9 事故防止

- (1) 受託者は、本業務を行うにあたり、作業員の各種事故防止のために万全の安全対策等の措置を講ずること。
- (2) 受託者は、作業時機材トラブル等が生じないように、作業で使用する機材の事前点検等を怠らないこと。

10 水中ロボットの仕様等

- (1) JWVA Z 108 及び JWVA Z 110 の浸出試験を合格している機材であること。
(直近行った試験の成績表を提示すること。)
- (2) 38 万画素以上の CCD カメラを搭載していること。
- (3) オイルレス完全防水 2 MPa 以上の機械であること。
- (4) 最大水深 15m 以上で作業可能なこと。
- (5) 35 度以上の登坂能力を有していること。

11 報告書の提出

- (1) 作業写真 1 部
- (2) 作業結果報告書 2 部 (濁度計監視記録含む 任意様式 A4 ファイル綴り)
- (3) 水中カメラ映像 1 式 (Windows Media Player Ver.12.0.18362.900 で再生可能
及び記録媒体 DVD-R)